

令和元年 12 月 22 日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

審査請求人

岡田 実千代 

審 査 請 求 書

次のとおり審査請求をします。

1 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

岡田 実千代 兵庫県南あわじ市八木養宜上 9 6 3 - 4

2 審査請求に係る処分の内容

兵庫県知事が令和元年 11 月 29 日付で審査請求人に対してした公文書の非公開決定処分（動愛第 1051-108 号）

3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

令和元年 12 月 6 日

4 審査請求の趣旨

2 記載の処分を取り消し、犬の引取願（所有者あり）鑑札番号、注射済票番号、犬の品種、犬の毛色、犬の名前、並びに猫の引取願（所有者あり）猫の毛色を公開するとの裁決を求めます。

5 審査請求の理由

犬の種類や犬または猫の毛色、名前は個人を識別することが出来る個人情報ではない。昨年までの公文書開示請求では公開されていた。

また、鑑札番号や注射済票番号は個人を識別することが出来る個人情報ではない。兵庫県動物愛護センターでは、飼い主から犬を引き取りする際に、所有権放棄した旨を畜犬登録をしている市町村長に届け出させ、原簿の削除を行っている。原簿もないうえ、問い合わせをして来たとき、個人情報を市町村役場は伝えない。

6 処分庁の教示の有無及びその内容

有

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に（実施機関名）に対して審査請求をすること、及び 6 月以内に裁判所に対して兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

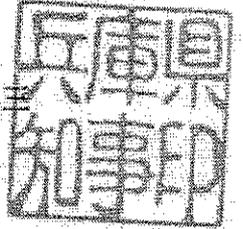
7 審査請求の年月日

令和元年 12 月 22 日

生 第 1255号  
令和2年7月2日

岡田 実千代 様

兵庫県知事 井戸 敏王



弁明書の送付について

令和元年12月22日付けの審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第5項の規定により、別添のとおり弁明書を送付します。

様式第11号（第11条関係）

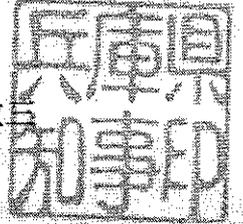
審議会諮問通知書

生第1255号-2

令和2年7月2日

岡田 実千代 様

兵庫県知事 井戸 敏



令和元年12月22日付けの審査請求について、情報公開条例第17条第1項の規定により、次のとおり情報公開・個人情報保護審議会に諮問したので通知します。

公文書の件名	動物愛護センター本支所への開示請求 1 所有者からの犬の引取り願 2 所有者からの猫の引取り願 対象期間：平成31年4月1日から令和元年9月30日
審査請求の内容	1 審査請求に係る処分 令和元年11月29日付け動愛第1051-108号の公文書部分公開決定 2 審査請求の趣旨 審査請求に係る処分を取り消し、所有者からの犬の引取り願に記載された鑑札番号、注射済票番号、犬の種類、犬の毛色、犬の名前及び所有者からの猫の引取り願に記載された猫の毛色を公開するよう求める。
諮問をした日	令和2年7月2日
事務担当課	健康福祉部健康局生活衛生課環境衛生班 電話 078-341-7711（内線3276）